

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う  
原子力安全・保安院からの耐震安全性評価等の実施指示について

平成18年9月20日

本日、原子力安全・保安院から、9月19日に原子力安全委員会により改訂(※1)された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に照らして、原子力発電所の「耐震安全性の評価」および「残余のリスク」(※2)に関する評価を実施するよう電気事業者に対して指示が出されました。

浜岡原子力発電所は、十分な裕度をもって耐震設計を行い、これまで適宜最新の知見に照らして耐震安全性を確認していますが、この指示に従い、耐震安全性の評価等の実施計画書を策定のうえ、評価を実施し、結果を同院に報告する予定です。また、「残余のリスク」に関する定量的な評価も適切に実施してまいります。

※1 原子力安全委員会により、最近の地震学や耐震工学の成果など最新の知見を取り入れて、発電用原子炉施設の耐震安全性に対する信頼性を一層向上させることを目的として、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定)」の改訂に取り組んできたものです。

※2 「残余のリスク」とは、耐震設計審査指針によると、「策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事象が発生すること、施設から大量に放射性物質が拡散される事象が発生すること、あるいはそれらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすこととのリスク」とされています。

以 上